

行
財
政
改
革
推
進
計
画
書

Ver1

平成17年度～平成21年度

< えりも町 >

基本方針

国や地方の財政は極めて厳しい状況にあり、一方では地方分権の進展に伴う市町村合併問題や、三位一体の改革に全国の地方自治体が大きく揺れ動いている。

また、本格的な高度情報化社会の構築、少子高齢化の進展、自然環境問題など社会環境は大きく変化し、地方行政も複雑多様化の様相を呈している。

このような状況の中、えりも町は多くの町民の意思として、当面自立を目指したまちづくりを進めていくことが確認されたところである。しかし、そのためには、えりも町としてより一層の行財政改革を実施して、財政基盤の確立を図っていくことが求められる。

今後、これまでのような町がサービスを提供し、町民がそれを受けるといった一方的な関係ばかりではなく、町民と行政が共通の目標や課題を持って、お互いが責任と役割を理解し協力してまちづくりを担う協働自治の推進を図るとともに、町民が自由な判断と工夫によって、それぞれの地域の課題の取り組む住民自治の基盤整備に向けたシステムの構築を検討する。

このようなことから、従来の行財政改革大綱等で示された考え方や項目等を詳細に再検討し、さらに本町の現状と将来を見極めながら『行財政改革推進計画 Ver1』を策定する。

策定期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とする。

重点事項の設定

行財政改革の基本方針に基づき、下記のとおり重点事項を設定する。

行政組織
収納対策
施策検討
補助政策
民間委託
建設計画
事務改善

行政組織

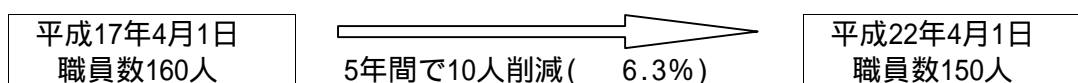
1 課・係の再編

住民からはもとより、町外からも、また、行政内部においても、分かり易く整然とした「課」と「係」の設定が望ましく、係の名称は、できるだけ担当する業務の内容が分かりよいものとする。

課・係の改正は、今日まで四度の行財政改革の都度検討が重ねられて、結果としては、組織全体として定着していると考え。今後は、これ以上、課・係の数を増やすことなく、減じる方向で検討する。

2 職員定数と配置

えりも町職員定数条例に定める職員の定数は185人である。平成17年4月1日現在の実定員は160人（特別職3人と医師2人を除く）であり、退職者による補充を抑えてきている。今後も計画的な職員の採用に配慮しつつ、少数精鋭で対応することを基本とする。そのためには、組織のグループ制（又はスタッフ制）の導入に向けた検討が必要である。



3 職員給与と委員報酬

職員の給与改定は毎年度、人事院勧告どおり実施されている。ただ、町が独自に実施している管理職手当の削減や期末手当の役職加算の運用停止については、当分の間は継続する。

また、特別職の給与等の削減についても、平成15年度から17年度までの経過措置の期限を迎えるが、厳しい財政状況を考慮して18年度以降も経過措置を継続する。

非常勤の特別職の報酬、費用弁償、委員定数については、日高管内他町の状況等を参酌して検討する。

特別職給料及び期末手当支給率 (単位：万円)

区 分	給 料			期 末 手 当	
	~H15.3.31	H15.4.1~ H16.3.31	H16.4.1~	~H15.3.31	H15.4.1~
町 長	87.0	84.0	75.0	4.45月	4.00月
助 役	68.0	66.0	63.0	4.45月	4.30月
教育長	62.0	60.5	58.5	4.45月	4.30月

町長の給料はH16.4.1からH17.5.31までは79.0万円。

議会議員報酬

(単位：万円)

区 分	月額報酬		期 末 手 当		
	～H17.3.31	H17.4.1～	～H15.3.31	H15.4.1～ H17.3.31	H17.4.1～ H20.3.31
議 長	28.0	25.0	3.00月	2.55月	2.00月
副議長	22.0	20.0	3.00月	2.55月	2.00月
委員長	21.0	19.5	3.00月	2.55月	2.00月
議 員	20.0	19.0	3.00月	2.55月	2.00月

議員定数

H16.5.1から14人に(2人減)

4 臨時職員等

緊急の事業に対応して任用された臨時職員、施設配属されている委託職員について、原則、それらに依存しない職員の構成を検討する。

5 収入役制度の廃止

平成17年3月をもって収入役制度を廃止する。

実施計画進捗状況

実施済 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
1	課・系の再編	課・系の数を増やすことなく、減じる方向で検討する。系の名称は、担当する業務の内容が分かりよいものにする。	→					総務課
2	職員定数と配置	事務の効率化を図り、それに基づく適正な職員数の確保（退職者の1/3程度を採用）	→					総務課
3	グループ制（又はスタッフ制）の導入	少数精鋭で対応することを基本に。組織のグループ制(又はスタッフ制)の導入を検討する						総務課
4	各種委員の「日額報酬」の改定	6,500円 6,000円 6,000円 5,500円	→					総務課
5	各種委員の「月額報酬」の改定	それぞれの事情を勘案して減額する						総務課
6	各種委員の定数の改定	それぞれの改選期に定数削減を		→				総務課
7	臨時職員の縮減	緊急の事業に対応して任用された臨時職員、施設配属されている委託職員について、原則依存しない職員構成を構築する	→					行財政改革推進室
8	職員諸手当の削減	管理職手当8% 5%、6% 3.5% 期末手当の役職加算の適用停止	→					総務課
9	特別職の給料等の削減	給料、期末手当削減、期末手当の役職加算の適用停止	→					総務課
10	収入役制度の廃止	収入役制度を廃止する						総務課
11	議員報酬等の削減	議員の月額報酬、期末手当について削減		→				議会事務局
12	議員定数の改定	次期改選期までに検討する						議会事務局

収納対策

1 収納対策の強化

税等の未収額は、ここ数年上昇を続け、平成16年度末において4億1,800万円の多額に上り、由々しき事態となっている。

それぞれの歳入担当課の連携による「歳入金対策委員会」において、収納状況の確認、その対応と検討をさらに強めて「新たな滞納」の抑止を図る。また、納期を追加することや納入できる窓口の増加に努め、収納サービス等の向上対策を構築する。

区 分		H16年度	H15年度	差 引
未 収 入 額		418,118	388,790	29,328
内 訳	一般会計	142,741	140,234	2,507
	特別会計	275,377	248,556	26,821

2 サービス制限条例の制定

滞納の未然防止及び納税意識の高揚を図り、滞納したことによって滞納者が特定の行政サービスを利用できないことで、納税の必要性を認識してもらうために特別措置を講じる。

今日の滞納者の経済状況は、リストラ、賃金の削減、事業不振等による生活困窮型が増加している。税等を納める以前に住宅ローン等の借入金の返済や生活費に充てるケースが多く、税金等の納付は二の次という傾向が強まっている。そのような行為が納税義務に対する町民の公平感を阻害することを考慮して、町税等を滞納し、納税について誠実性を欠く場合は、行政サービス等を制限することとする。

3 外部収納体制の検討

町単独での処理が困難な徴税業務を処理するために、複数の町による収納代行機関の設置等を検討する。(一部事務組合の設置や町村間の連携強化等)

実施計画進捗状況

実施済 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
1	歳入金対策委員会の設置	歳入担当課の連携をより一層強め、「新たな滞納」を発生させないための仕組みの構築とその徹底を図る	→					税務課
2	収納対策の強化	高額滞納者に対するの法的措置の行使、分納制度の積極的な活用、時効期限を相当経過したものについての不能欠損処分の実施	→					税務課
3	行政サービス等制限	税等の滞納に対する制限措置に関する条例を制定し納税の促進と滞納の防止を図る				→		税務課
4	外部収納体制の検討	町単独での処理が困難な徴税業務を解消するため検討を						税務課

施策検討

1 施策・事業・各種行事の見直し

新たな時代の変化に伴い、複雑・多様化する町民ニーズに柔軟に対応する必要がある。現行の制度や施策に基づく事務事業については、単に恒常的に実施するだけでなく、公平を欠くもの、不合理であるもの、効果の希薄なものなどについて整理合理化を検討する。

また、町内の団体等と共催している事業については、運営主体を民間に移すことにより団体の活性化と行政のスリム化を図る。町が主催、後援している事業については、その規模、内容について再検討する。

2 町民との協働

魅力あるまちづくりや地場産業の振興には、行政と民間の各種団体や町民との連携がより不可欠であると考え。連携強化に向けて、積極的な情報公開と情報提供を進める。また、町民との懇話によって、町民の行政に対する理解や幅広い意見を取り入れる仕組みを構築する。

地場産品の付加価値向上や観光産業との融合など、産業・経済・雇用、それぞれについて共通の問題意識を持ち、町民層の知恵とパワーを結集して、町民と協働したまちづくりの実現を目指すこととする。

3 各種施設の管理運営

各施設については、それぞれの施設が提供する住民サービスの必要性やその効果、利用実態等を詳細に検討することが必要だと考える。

施設の有効活用に向け、老朽化が著しい施設も多いことから、用途の変更や改修、解体など公共施設のあるべき姿について検討する。

4 受益者負担の適正化

使用料及び手数料については、適正で公平な受益者負担の観点から、料金の妥当性については一定期間ごとに精査し、必要な料金改定を検討する。また、「受益には適正な負担」の原則から減免措置を講じているものについては、その妥当性を検討して必要に応じて見直しを行うこととする。

5 少子高齢化への対応

今後のまちづくりを考えるうえで、人口の減少に歯止めをかけることは非常に重要だと考える。人口減少の要因は、自然減や社会減など複雑多岐にわたると考えら

れるが、保育の充実や小・中・高等学校との連携などによって、就労者の雇用環境整備を行い、雇用機会の拡大と産業の振興を図る。

6 町有財産の売却及び有効活用

処分可能な町有財産を整理する。特に、町有地については、適正管理をするとともに、効率的な活用に努め、未利用地等については売却を図る。

実施計画進捗状況

実施済 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
1	道外研修の延期及び中止	議会議員、民生委員、農業委員等の道外研修の延期及び中止	→					行財政改革推進室
2	各種施設利用料の有料化	各種施設利用料の有料化について検討する						行財政改革推進室
3	各種恒例的行催事の見直し	恒常的に実施するだけでなく、効果の希薄なものなどの見直しの徹底を図る	→					行財政改革推進室
4	女子職員の制服廃止	女子職員の制服貸与制度を廃止する						総務課
5	幼児用補助装置購入助成事業の廃止	チャイルドシート購入経費に対する助成金を廃止する						町民生活課
6	町スポーツ傷害保険年間加入の廃止	スポーツ傷害保険の年間加入分について廃止する						生涯学習課
7	各種スポーツ大会参加賞の廃止	各種スポーツ大会の参加賞について廃止する						生涯学習課
8	保健看護職員等養成修学資金貸付事業の廃止	所期の目的は達成されたと考えられるので、事業を廃止する						保健福祉課
9	全道大会等派遣補助基準の改正	補助を縮小する方向で改正(補助率、補助回数等)						生涯学習課
10	職員住宅・教員住宅使用料の改定	職員住宅・教員住宅使用料の改定について検討する						建設課
11	福祉センター使用料等の改正	使用料及び減免規定について検討する						生涯学習課
12	保育所保育料の改定	保育料の改定について検討する						町民生活課
13	海外実践研修旅行助成金	日程や内容等について検討する						えりも高校
14	しゃくなげ公園管理経費	管理方法等について検討する (平成17年度中に廃止)						企画商工課

実施計画進捗状況

実施済 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
15	ハンター資格新規取得者助成金	助成内容等について検討する						水産農林課
16	パークゴルフ場管理経費	施設利用の有料化について検討する						企画商工課
17	スケートリンクの廃止	施設廃止について検討する						生涯学習課
18	地域集会施設の見直し	有効活用されていない施設について廃止の方向で検討する						行財政改革推進室
19	風の館の開館期間の見直し	風の館の冬季閉館について検討する						企画商工課
20	自立支援対策経費(介護保険適用除外者)	町独自の支援事業について、縮小・廃止等を検討する						保健福祉課
21	町民との協働	情報公開と情報提供、意見の集約ができるシステムの構築について検討する						行財政改革推進室
22	少子高齢化への対応	保育・就学環境の充実を図る						町民生活課 生涯学習課 えりも高校
23	町有財産の売却及び有効活用	町有地等の売却及び有効活用を検討する					→	建設課

補助政策

1 各種会費・負担金の精査と検討

事業を実施するうえで真に必要なか否かを十分検討して、必要でなければ脱会する措置が必要である。

特に協賛的な要素の強いものは、脱会を検討する。

2 各種団体補助の見直し

各種補助金については、現在まで予算編成時等に事業内容や必要性など検討しているところである。しかし、いまだに繰越金が多い、同じような活動をする団体の整理が行われていないなど問題点が存在する。

担当課でのチェック体制を厳しくすることや、類似団体・目的を達成した団体等の整理を積極的に検討する必要がある。

各種団体への運営費補助

平成16年度 = 10%削減

平成17・18年度 = 10%削減（16・17年度に削減していない団体）

今後5年間で、**運営費補助金総額の20%を削減**する。

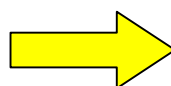
3 事業費補助基準の検討

各種事業に対する補助金について、補助対象の範囲や補助率、繰越金の取扱等見直しを検討する。

事業効果については、事業終了後、遅滞なく実施団体から実績報告書等を提出させその成果を客観的に評価する。

事業費補助（単独事業）

事業費の20%を補助



事業費の15%補助に改正済み

4 振興奨励補助金交付規則の改正

多様化する事務事業や様々な性質の補助金を現行の規則で、すべて運用するには無理が生じてきていると考える。交付申請から補助金交付決定、実績報告まで、時代に即した要綱等を検討する。

実施計画進捗状況

実施済 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
1	各種会費・負担金の精査と検討	町村会義務外負担金以外の会費・負担金について検討する	→					行財政改革推進室
2	各種団体補助の見直し	補助金の使途についての精査、補助団体、補助金額の審査方法について検討	→					行財政改革推進室 各担当課
3	事業費補助基準の検討	事業終了後の精算、返還の仕組みの徹底、事業の性格に応じた補助基準の明文化						行財政改革推進室
4	振興奨励補助金交付規則の改正	振興奨励補助金交付規則の改正、整備(申請・実績など諸様式の整備と統一を図る)						行財政改革推進室

民間委託

1 各種業務の民間委託

直営か民間委託かの検討に当たっては、一層のサービスの向上が図られること、経費の節減が見込まれること、地域経済の活性化に寄与することを基本的な考え方とした。

平成16年度からは、大きく分けて車両運行業務、給食業務、施設管理業務、清掃業務と四つの業務について民間委託を行っている。委託業務の内容等については、毎年度調整を行っているが、更なる業務委託の可能性についても随時検証を行うこととする。

特に、スクールバス運行やごみ収集業務の全面的な民間委託について、平成20年度までその対応を検討する。

2 指定管理者制度の導入

「公の施設」の管理に民間活力を積極的に活用することによって、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としている指定管理者制度。当町においても実効性がある施設かどうか検証して、順次導入できるよう検討する。

3 し尿処理計画

し尿処理は、一部の区域を除いて今後も収集し処理することとなる。（本町・歌別地区の一部は下水道処理区域）現在、収集や処理については、一部事務組合（日高東部衛生組合＝四町で構成されているが平成18年度からは三町となる予定）の運営で行われている。

しかし、処理施設は老朽化し改築を考えなければならない時期にきている。新たな施設を建設する場合には事業費が高額と見込まれるため、他町についても、組合方式か単独方式かを検討している段階である。

当町としても、これらの動向を勘案しながらの結論が必要になってくる。

実施計画進捗状況

実施済 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
1	各種業務の民間委託	車両運行業務、給食調理業務、施設管理業務、清掃業務を民間委託した						行財政改革推進室
2	スクールバス運行、ごみ収集の完全民間委託	効率的なバス運行やごみ収集体制について検討する						生涯学習課 町民生活課
3	指定管理者制度の導入	実効性のある施設か検証して順次導入できるよう検討する						総務課
4	し尿処理計画の策定	一部事務組合での運営が行われているが、施設の老朽化等もあり、組合方式か単独方式かを検討する						町民生活課 水道課

建設計画

1 中期建設事業計画

現在または今後の財政状況を見据えれば、施設の整備においては大型の新築・改築事業については、当面、これを慎まなければならないものである。

現在保有する施設を最大限に活用することとし、維持修繕の繰り延べを避け、長期での使用が可能な工法での実施を検討すべきである。

2 地方債発行限度額の設定

地方債は、長期対応のまちづくりの財源調達であるが、連続しての多額の発行は、これを厳にさげなければならない。元利償還金の増嵩につながらないように、各年度の地方債発行限度額を次のように設定する。

- ・平成17年度から平成19年度 500,000 千円
- ・平成20年度以降 450,000 千円

3 地方債の繰上償還及び借換

地方債の繰上償還及び借換は、後年度の経費削減を企図するものである。

現在、繰上償還が可能なものは「縁故債」に限られており、そのなかで特に高い利率のものはなく、経費削減効果が顕著に望める状況ではない。

借換債についても、効果的に財源の浮上が見込まれるかどうか検討する。

4 特別会計の収支推計

特別会計に対する繰出金は、一般会計歳出の大きなウエイトを占めている。常に独立採算を基本としながら、長期の収支に配慮しなければならない。

特に、地方公営企業の事業数については、地方公営企業法非適用のものが二事業ある。一般会計と同様に、事業の効率化やサービスの向上を図るべく、民間的経営手法の導入や中期経営計画の策定、事務事業の見直しなどは、当然取り組むこととなる。

それぞれの事業において、社会経済情勢の変化を適切に捉え、より一層の経営の健全化を推進していくものである。

実施計画進捗状況

実施済 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
1	中期建設事業計画	公共事業による経済効果を考慮し、地域の活性化に向けた公共事業の実施計画を検討する	→					総務課
2	地方債の発行計画	元利償還金の増嵩につながらないよう地方債の発行限度額を設定する	→					総務課
3	地方債の繰上償還	元金の返済額とそれにより浮上した財源が本当に効果的であるか検討する						総務課
4	特別会計の収支推計	常に独立採算制を基本としながら、長期の収支に配慮する	→					行財政改革推進室 各担当課

事務改善

1 事務の効率化等の推進

事務処理の効率化・迅速化を図るため、各課業務の見直しを行い、電子化について検討する。各種情報のデータ化や共有方法の整備、処務規定の改正等による文書管理の統一を図る。

また、財務会計システムを導入し、事務の簡素化・効率化、伝票用消耗品や支払通知の廃止による経費の節減を図る。

経費節減や運用方法については、意見等の提案制度を導入して随時検討できる体制を構築する。

2 消費的経費の改善

経常的な経費や消費的経費については、これまでも検討・改善に取り組んできたが、今後も可能な事項は速やかに実施に踏み切らなければならない。

不合理な事項、効率の思わしくない事柄など、その改善に向けて果敢に挑むよう職員の意識改革に努める。

3 公用車の効率的運用

現在も運用の一元化によって効率的な運用が図られている。職務を遂行するために必要な車種と必要最小限の台数は確保すべきである。しかし、運用の一元管理及び車両管理の徹底、車種の統一などによって、更なる効率化を検討する。

実施計画進捗状況

実施済 一部実施 調査検討 継続

番号	改革項目	実施内容	実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	
1	消費的経費の改善	速やかに検討を行い、実施できるものから順次実施、励行する	→					行財政改革推進室
2	文書管理の統一	公文書の管理のより一層の適正化を目的に(公文書管理規則及び文書管理規程の制定)	→					総務課
3	その他事務の改善	事務事業について、常に改革改善の意識を持ち続け、不合理な事項や効率的でない事柄などの改善に向けて努力する	→					行財政改革推進室
4	複写機使用料の抑制	レーザープリンタ、印刷機の活用	→					総務課
5	購読雑誌・追録書籍の見直し	購読雑誌・追録書籍について各課で見直しを検討する	→					行財政改革推進室
6	草刈清掃委託の見直し	場所や回数、一部職員での実施について検討する	→					行財政改革推進室
7	発送郵便についての工夫	定型、定形外の区別等	→					総務課
8	各種選挙関係経費	投票所設置箇所の再検討						議会事務局
9	公用車の管理及び配置	車種の統一と配置状況を十分考慮して適切な台数の確保を図る						行財政改革推進室